

	委員名	質問・意見	回答・対応方針
1	山内委員	基本計画・改訂計画骨子の 13 ページの 3-1 「エコミュージアム構想」とは何か？	<p>「エコミュージアム構想」を始めとする、他の行政計画に位置付けられている考え方や施策などについては、脚注や巻末の用語集に説明文を記載していきたいと考えています（以降も同様）。</p> <p><エコミュージアム構想></p> <p>鎌倉の豊かな歴史的遺産や自然環境を、市民の方々と共に守り、次の世代へと伝えていくことを目指し策定した、「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想(令和 2 年 6 月)」*に位置付けた、地域全体を博物館としてとらえる考え方。</p> <p>従来の博物館が一つの建物として運営されるのに対して、エコミュージアムは一定の地域に点在する歴史・文化・自然・産業等の遺産を現地において保存・管理し、その全体をミュージアムと捉えるところに特徴があります。</p> <p>※https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/rekibun/kousou.html</p>
2	山内委員	基本計画・改訂計画骨子の 13 ページの 3-1 「自然資源を展示・公開する施設」とは具体的に何か？	<p><鎌倉市におけるエコミュージアム構想></p> <p>鎌倉市域全体を博物館としてとらえるエコミュージアムを構築し、鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館を中核施設(コア)として、地域に点在する歴史・文化・自然に関する地域資源群を衛星施設(サテライト)と位置付け、現地での保存管理・展示・公開活用を実施します。</p> <p>次に記す文化財や施設等を、衛星施設(サテライト)の候補として検討しています。</p> <p>(ア)文化財：史跡、重要遺跡等、(イ)生涯学習施設・文化施設等：生涯学習センター・図書館・鎌倉文学館・鶴岡清方記念美術館・川喜多映画記念館等、(ウ)歴史的建造物：鎌倉文学館・扇湖山荘・旧華頂宮邸等、(エ)その他歴史文化関連民間施設、(オ)自然遺産</p> <p>※自然資源を展示・公開する施設は、上記サテライトに含まれます。</p>
3	山内委員	基本計画・改訂計画骨子の 13 ページの 3-2 「サテライト施設の設置」とは具体的に何か？	<p>「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」*の「第 6 章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項」に「整備については、その施設や周辺環境の歴史的・文化的な背景、そこで行われる活動との関係などを十分に把握した上で、関係機関、地域住民、関連団体等と協議の上で実施するものとし、市民や来訪者が鎌倉の歴史的風致をより身近に感じられるよう整備を行うことで歴史的風致の維持向上を図る。」と書かれています。</p> <p>具体的には、次のとおりです。</p> <p>(1)歴史的建造物の保存活用に関する事業</p> <p>1-1 景観重要建築物等助成事業、1-2 史跡永福寺跡環境整備事業、1-3 扇湖山荘庭園防災工事事業、1-4 歴史的風致形成建造物保存整備事業</p> <p>(2)歴史的建造物の周辺市街地の環境整備に関する事業</p> <p>2-1 交通需要マネジメント事業、2-2 北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業、2-3 社寺境内 公衆トイレ改修・整備事業、2-4 歩行環境改善事業</p> <p>(3)歴史的遺産を取り巻く自然的環境に関する事業</p> <p>3-1 樹林 維持管理事業、3-2 緑地維持管理事業、3-3 緑地保全事業、3-4 風致保存会助成事業、3-5 歴史的風土特別保存地区買入れ事業、3-6 古都保存法施行 50 周年記念事業</p> <p>(4)歴史的遺産の公開活用に関する事業</p> <p>4-1 仮称 鎌倉歴史文化交流センター整備事業、4-2 発掘調査速報展事業、4-3 出土遺物庁舎内展示事業、4-4 史跡環境整備事業、4-5 文化財保存・修理助成事業、4-6 文化財調査・整備事</p>
4	山内委員	基本計画・改訂計画骨子の 13 ページの 3-1 「歴史的風致維持向上施設の整備」とは具体的に何か？	

	委員名	質問・意見	回答・対応方針
			業、4-7 観光案内板整備事業 (5)地域の伝統文化の継承に関する事業 5-1 鎌倉彫振興事業所整備事業、5-2 郷土芸能普及啓発支援事業、5-3 御霊会助成事業、5-4 教育情報事業 ※ https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/fuuchi/rekimachi-plan.html
5	山内委員	基本計画・改訂計画骨子の13ページの3-5「公園の利用促進や価値の向上につながる施設」とは具体的に何か？	「○公園の利用促進や価値の向上につながる施設の見直し、機能区分」とは、公園の利用促進や価値の向上につながる <u>ように</u> 、施設の見直しや機能区分を考えるとという意図で文言を記載しました。
6	山内委員	基本計画・改訂計画骨子の13・14ページの3-4、3-6「空間整備」とは具体的に何か？	「楽しく歩ける空間の整備（空間整備）」の例としては、沿道の緑化、歩道の拡幅、ポケットパークの整備などが考えられます。国交省では、『『居心地が良く歩きたくなる』まちなかづくり～ウォーカブルなまちなかの形成～*』を推進しています。 ※ https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000072.html ※ https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001326427.pdf
7	山内委員	基本計画・改訂計画骨子の16ページの「緑のレンジャー」が継続とあるが、目的や目指すものは何か？平成8年から実施してその成果は達成されているのか？達成されていないのなら単純な継続ではなく何か修正する必要があるのではないかと？	緑のレンジャー制度は、樹林地の管理活動や森林パトロールを主な活動内容として、緑の基本計画に記載してきたところですが、今回の見直しをきっかけとて、改めて担い手や樹林管理の指導者の育成など、目的を明確に記載することを検討します。 成果については、一定の参加者の実績があり、OBによる活動も行われていることから、今後ともこの取り組みを継続することが必要と考えています。 実際の事業実施に際しての課題については、今後、レンジャーOBの方に意見を聴くなどして、必要に応じて緑の基本計画への記載を検討します。
8	山内委員	基本計画・改訂計画骨子の19ページの「緑化推進団体の育成と連携」では、コーディネーター役の育成を明記してはどうか？	コーディネーター役の育成、中級者以上のスキルアップ、指導者の育成などについて、施策への記載を検討します。
9	山内委員	基本計画・改訂計画骨子の20ページの「整備の方針」を追加することはとてもよいと思う。市民が読んでわかりやすい表記で記述することを切に望みます。	整備の方針追加について、ご理解いただきありがとうございます。 わかりやすい表現にするよう努めていきます。
10	山内委員	森林の整備方針は、図や写真を沢山入れて、市民が読んですぐわかる内容で記述してください。	わかりやすい表現にするよう努めていきます。
11	岩田委員	◎鎌倉市緑の基本計画の改訂において、その独自性や先見性を引き継ぎ、実行性を担保することが重要と考えます。 ◎全国に先駆けて策定されたという経緯もあり、周辺自治体の緑の基本計画の手本となっている事例も多く、より実行性と効果を高めるためにも（特に、近郊緑地保全地区など）、近隣自治体との連携を視野に入れることも必要と考えます。 ◎策定作業から、これまでの各改訂作業における経緯・社会背景を整理・確認した上で、改訂の基本コンセプトを明確化する作業が大切だと考えます。 ◎鎌倉市緑の基本計画の目指す方向性を保持するためには、前回の改訂内容との比較・変更点の整理だけでは不足しており、少なくとも、前々回と前回の追加変更箇所の追記と積み残し部分の確認が必要と考えます。 【資料2-6 P.2】 ◎前回の改訂作業では、生物多様性の保全や外来生物法への対応として、緑の質の保全と向上を目指して、河川法の改正（生態系に配慮した整備と管理が可能になった）を活かし、水系毎に目標とする環境を整理し、生物多様性の保全、種の地域性の保全、緑地のネットワーク化等を盛り込みましたが、具体的な施策部分には十分踏み込んでいませんでした。 重要種や貴重種の保護の担保、温暖化の影響や外来種（移入種）の問題など、急務の課題も残されています。	近隣自治体を含む多様な主体との連携については、平成23年度版から継続して重要な方針であると考えています。取組の方針における「連携」やリーディング・プロジェクトの中で、重要性を明示していきたいと考えます。 平成18年度版を見直した平成23年度版では、P223「改訂の主な内容」に概要を記載したとおり、見直し時点における緑政上の課題の解決を図っています。 今回の見直しにあたり、緑の基本計画の目指す方向性を保持するためには、前回の改定内容からのつながりが分かることも必要と考えています。いただいたご意見を踏まえ、素案の作成を進めていきます。 自然特性についての用語解説には、鎌倉の地域特性に合った文章をとすることが望ましいと考えており、鎌倉市緑化推進専門委員や緑政審議会委員に個別ヒアリングや監修の依頼などさせていただきたいと考えています。 リーディング・プロジェクトの評価は、第4章以降になるため、第76回緑政審議会でお示しすること

委員名	質問・意見	回答・対応方針
	<p>種の多様性について、用語解説には、無難な説明を急遽追加しましたが、鎌倉の自然特性にあった表現を追加することも必要でしょう。</p> <p>種の地域性という表現については、鎌倉独自の施策展開を念頭にしたものですが、用語解説が間に合わなかったので、今回の改訂で解説文の追加が必要です。</p> <p>谷戸毎に地形や微気象が異なり、同じ谷戸内でも地形に起因する環境条件の違いから、生息環境に多様性が見られるという鎌倉の自然特性に沿った考え方として、提案を採用して頂けたのだと考えます。</p> <p>◎リーディング・プロジェクトについては、これまでの進捗状況・成果の確認と評価から始める必要があり、現行の施策に対しても、緑の質に配慮した手法の反映を担保する手順を用意することが望まれます。</p> <p>【例】主体と分担が明確でないと、部署間の連携は曖昧で実行性が乏しくなる事例が多い。調整役の役割が重要。</p> <p>【例】生物多様性保全の担当を置き、各部署間の調整役とする。</p> <p>→ 現行の法体系では、鳥獣や農水関連等で指定されている種以外の生物を、担当する部署がない。</p> <p>有害な虫類・小動物・獣類等は、環境保全課が駆除を担当しているが、外来種や逸失植物・その他の小動物類などは野放し状態になっている。</p> <p>【例】溪流再生事業などの補助金で整備された親水護岸の維持管理が不十分で、機能していない箇所が目立つ。</p> <p>御谷川の左岸（鶴ヶ岡八幡宮の石垣。文化財指定）は、近年の豪雨と源平池のヘドロ浚渫工事の影響で、石組みの隙間（目地）が洗掘を受けており、そのまま放置すれば、石組みが緩み崩落する恐れもある。</p> <p>すでに上流部の民地の護岸で崩落が生じ、緊急対策工事された跡がある。</p> <p>文化財指定の石組みの護岸を保全するためには、石組みの表面に層流を保ち洗掘を防ぐ、熟練した工法が必要となるが、その様な高度な技術を有する人材が不足している可能性が高く、新しい素材や技術を用いて目地を補強する手法を検討する必要もある。</p> <p>【例】鎌倉中央公園や鎌倉広町緑地など、整備に多額の予算と労力を費やした公園でも、開園後に来園者によるオーバーユースや、密猟や盗掘の被害、ボランティアによる不適切な維持管理手法などによって、生息環境の劣化が目立ち、種の多様性が著しく損なわれているのが現状です。</p> <p>定期的なモニタリングと評価が、十分に為されていないため、歯止めが掛からない恐れもあります。</p> <p>部分開園が予定されている「山崎・台峯緑地」をリーディング・プロジェクトに指定して、管理手法の向上とプロセスの標準化を図ると良いです。</p> <p>【例】公園の草刈りを生物多様性の保全に配慮した方法に改善し、外来種等の侵入を防ぐ。</p> <p>→ 刈る高さを生息環境に合わせて段階的に設定する。</p> <p>草刈りの時期と方法（外来種は抜根が必要）を群落に合わせて調整し、好ましい群落へ誘導を図る。</p> <p>【例】公園の犬のトイレ化は、人獣共通感染症等のリスクを高めており、犬のトイレを設置するか、犬の立入を制限するエリアを設定する。</p> <p>→ 草を刈り残すことによって、犬の立入を抑制する手法を検討する。</p> <p>→ ノウサギ等の採餌場の確保や、野生鳥獣の行動圏の分断の問題を軽減できる。</p> <p>→ ペットの犬を準市民として登録し、住民税を集めて、犬のトイレや関連施設を整備する。</p> <p>◎鎌倉市緑の基本計画の改訂作業は、これまで5年毎に実施されてきましたが、社会的な背景もあり、今回の改訂は、間が10年も空いており、今後も、同様の改訂間隔が予想されます。</p> <p>鎌倉市緑の基本計画の目指す方向性を保持するためには、事務局をはじめ審議会関係者が、前回の改訂時の経緯や課題等を共有できる様にする配慮が不可欠であり、今回の改訂作業において、今後の改訂作業を見据えて、改訂作</p>	<p>を考えています。また、緑の質の充実については、今回の見直しにおいても位置づけを継続することを考えており、緑地の維持管理指針の策定などを施策に位置付けたいと考えています。</p> <p>緑化啓発事業につきましては、引き続き連携の施策へ位置付けたい考えです。今後、効果的な事業実施にあたり、課題の抽出などについて、レンジャー指導員や事業受託者などと意見交換を図り、必要に応じて緑の基本計画への記載を検討します。</p> <p>そのほか、緑の基本計画の先見性・独自性の担保や行政の継続性などに対するご意見につきましては、事務局への強い要望であると重く受け止め、引き続き見直し業務を進めていきたいと考えています。</p> <p>また、公園整備や自然環境保全のための具体的な取り組みについて、多くの事例をいただきました。今後、各公園における整備や維持管理方針、管理計画などを作成する際には、内容を反映させることを検討します。そのほか、確保緑地の適正整備事業、連携の取組などを実施する際には、関係部署で情報共有を行い、参考にさせていただきたいと考えています。</p>

委員名	質問・意見	回答・対応方針
	<p>業自体のプロセスの標準化も必要となると考えます。</p> <p>◎鎌倉市緑の基本計画は、「第37回 緑の都市賞 内閣総理大臣賞」を受賞し、高い評価を得ており、「全国に先駆けて策定した緑の基本計画に基づき、法に基づく緑地保全制度の活用や、独自の財源確保の工夫、市民・企業と連携した啓発活動等の充実した施策を永年に渡り展開し、古都鎌倉の歴史的風土を構成する緑地や歴史遺産を着実に保全している。」が、受賞の理由でした。</p> <p>改訂の10年後にも十分役割を発揮するような施策の方針と計画の策定を目指し、実行性を担保するための新しい取り組みが必要と思います。</p> <p>施策の実行性を担保するための工夫が不可欠であり、緑化啓発事業を系統だって企画・運営し、展開することこそが、市民の理解と協力を得る上で最重要の施策の一つとなり、緑の基本計画の実施において、様々な形態での連携を可能とし、PDCAを活性化する推進力となると考えます。【資料2-6 P.15】</p> <p>環境モニタリングの手法の普及と評価システムの整備が、活性化の方向性を担保することになります。</p> <p>【例】リーディング・プロジェクトとして、様々な形態で市民・企業等との協働を図る。</p> <p>【例】緑化啓発事業の大半を(公財)鎌倉市公園協会へ外部委託しているため、市役所内部で、現場の状況を十分に把握しきれず、さらなる有効な施策の展開が望めない。</p> <p>【例】緑の学校・緑のレンジャーのOBを対象に、中級の講習会・研修会を実施し、緑のボランティアを育成すると共に、系統立った連携を図る。</p> <p>調整役として、ボランティアのコーディネーターを養成する。</p> <p>環境モニタリングの手法と評価システムを整備・普及する。</p> <p>公園や保全緑地内でのボランティア作業では、作業前後のモニタリングを義務づけ、生息環境や生物多様性に配慮した活動を促す。</p> <p>【例】生物多様性の保全、外来種・移入種対策の具体的な施策展開が必要。</p> <p>生物多様性とは？ 鎌倉の自然特性に合わせた再定義が、まず必要と考えます。</p> <p>谷戸地形と水系環境、種の地域性の保全が、キーになると思われます。</p> <p>【例】すでに保全が担保された緑地の緑の質の維持・向上と、そのための維持管理の手法の確立。</p> <p>定期的なモニタリングによるチェックと評価、施策への反映システムの整備が必要です。</p> <p>平成15年度に発行した自然環境調査報告書に基づき、同調査の手法に準拠した簡易的な定性調査を、各公園・緑地等で実施し、その結果を維持管理計画に反映することが望めます。</p> <p>【例】希少種・重要種の保護を担保するには、施設系緑地の指定では、ほとんど成功例が見られないため、地域制緑地の指定による、鎌倉独自の保全策を検討する必要があります。</p> <p>→ 公園の整備工事や共用後のオーバーユース等で、保全すべき生息環境が劣化したり、重要種・貴重種が密猟・盗掘を受けたり、外来種・園芸種・ノラネコ等の侵入が増え、保全対象の根拠とした価値が大きく目減りしています。</p> <p>→ 鎌倉広町緑地は、都市林(動植物の生育地生息地の保護を目的とした都市公園)として整備しましたが、植物の盗掘跡が散見され、水系環境の維持管理も不適切な状態が目立ちます。</p> <p>極楽寺に移入された外来種のモリアオガエルを貴重種と考え違えて、保護している団体もあり、餌資源が競合するシュレーゲルアオガエル等の在来種の衰退を招いています。</p> <p>【例】種の地域性の保護を緊急に担保する必要がある。</p> <p>陸封タイプのヨシノボリは、溜め池に固有の種として独自に進化している可能性が高く、市内では数カ所しか生息地が残されておらず、県内でも貴重となっていると考えられる。</p>	

委員名	質問・意見	回答・対応方針
	<p>同様に、淡水貝類数種は、県内では絶滅に近い可能性が高く、溜め池の管理手法の標準化など緊急の対策が必要。</p> <p>【例】温暖化の影響で、マダケやモウソウチク、シュロ等の繁茂が、樹林の適正な管理上、大きな課題となっている。トキワツユクサやブタナ、ランタナ等が、林縁に繁茂する傾向も目立ち、緑地の適切な整備と維持管理が必要。「鎌倉市自然環境調査 H.15.3.」では、谷戸環境のハビタットの解析も実施しており、緑地において林縁部は、最も生物多様性に富む生息環境であることが解っています。</p> <p>林縁部は、人間活動の影響を受けやすいので、周辺住民による園芸種の移入など、安易な行動を防ぐための啓発が不可欠となっている。</p> <p>常盤山特別緑地保全地区等における適正整備事業の成果を参考に、鎌倉独自の維持管理手法やモニタリング・システムの整備が望まれます。</p> <p>モニタリング手法の開発・普及と義務化、客観的な評価システムと維持管理計画への反映を担保する。</p> <p>一般市民でも分かり易い指標の選定を試みる。評価の手法？ 近年、市民参加型の自然環境調査を実施していない。</p> <p>【例】温暖化の影響で、感染症の新たなリスクが高まることが予想されます。</p> <p>今夏、新型コロナ禍の影響で、公園や緑地の林縁の草の刈り払いが遅れたこともあり、草地においてブユに依る咬傷被害が多く見られ、しかも毒性が強くなっている様です。</p> <p>水系や緑地を中心に、イノシシの離れ個体が徘徊した記録もあり、ニホンジカは隣接の藤沢市で記録されました。神奈川県内の丹沢や箱根で、ヤマビルやマダニ（ライム病を媒介）等が分布を広げていることを考慮すれば、今後、鎌倉市内で人獣共通感染症等のリスクが高まって来る恐れを想定すべきでしょう。</p> <p>獣医師会や大学関係の研究者の協力を得て、特定外来生物として防除したアライグマやタイワンリスを抜き打ち検査しておく必要があるかもしれません。</p> <p>【例】高潮の影響で、アカウミガメが産卵できる砂浜が失われています。</p> <p>波打ち際の岩盤に生育している希少な海岸性植物の群落は、観光客のマナーの悪さと相まって、消失し掛かっている箇所が目立ちますが、全く対策が施されていません。</p> <p>音無川の河口部にあった希少な植物群落は、台風の高波で流失したままである。</p> <p>【例】川の護岸の継ぎ目や、海岸部の橋梁や階段・護岸等で、コンクリートの劣化・ヒビ割れが目立ちます。</p> <p>経年劣化と共に、台風や集中豪雨・高潮などの影響、酸性雨や伏流水中の硝酸イオン濃度の増加による酸化の影響、温度差による熱変位が大きくなっている影響などが原因と考えられ、要所要所では定期的な打音検査を実施し、安全性を確保する必要がある。</p> <p>◎これまでの緑政施策は、緑地の保全を担保することにウェイトを置かざるを得なかったが、人材や予算の不足で、保全が担保された緑地の樹林管理など、適正な維持管理を十分に実施できずに来ました。</p> <p>その結果が、今年の台風直撃で、大きな被害を受け、誰の目にも明確になったと考えるべきではないでしょうか。</p> <p>目先の防災工事だけに留まらず、中長期的な視点で、緑地の適正な維持管理計画を策定する良い機会とすべきでしょう。</p> <p>【例】リーディング・プロジェクトの具体化と系統だった展開をさらに図ることが望まれる。</p> <p>市民・企業等との多様な協働を図るには、受け入れ態勢・窓口の整備とコーディネーターの育成が不可欠。</p> <p>【例】今年の台風直撃による緑地の被害をまとめた報告が、審議会で行われなかった。</p> <p>台風被害と緑地の地形特性や植生等との相関を検討し、今後の維持管理計画に活用する必要があると思います。</p> <p>【例】地球温暖化対策として、二酸化炭素ばかりに対策が集中するのは、あまり成果を期待できない。</p> <p>水田・湿地や溜め池の底泥中からは、二酸化炭素よりも影響の大きなメタンや硫化水素が放出されているが、公園</p>	

委員名	質問・意見	回答・対応方針
	<p>や緑地の湿地や溜め池の維持管理は、あまり重要視されていないのが現状。</p> <p>緑地の重要な環境要素として、湿地や溜め池の維持管理手法を標準化することが望まれます。</p> <p>【例】緑地の植生や樹林構成毎に、再生可能な物質循環への寄与を再評価し、緑地の長期的な管理計画の策定に役立てる。</p> <p>→ 下草刈り、枝払い、間伐、除伐等の効果的な適正サイクルの検討と植生の誘導など。</p> <p>配慮不足や不適切な作業は、外来種等の侵入を許すなど、更なる維持管理作業を要することになる。</p> <p>→ 常盤山特別緑地保全地区で実施してきた適正整備事業は、定期的なモニタリングを実施しているので、その成果をまとめて活用する。適正整備事業の有効性を示す！？</p> <p>→ 新たな視点での緑地の効能・評価と数値化を試み、管理手法の向上と緑地保全の啓発へ繋げると良い。</p> <p>【例】河川法の改正に伴う生態系に配慮した整備と管理が可能になった効果。</p> <p>→ 神奈川県藤沢土木事務所の管理手法に助言し、護岸や中川の植生を可能な限り残す等の配慮をして頂き、柏尾川では野鳥の生息数が増えた。</p> <p>兵庫県で放鳥したコウノトリが、柏尾川の長島橋下流に降りて、採餌したこともある。</p> <p>→ 鎌倉市内に点在する保全緑地を、川を中心に有機的にネットワーク化し、緑地の機能と質の相乗的な向上を図る。ニホンザル・イノシシ・キツネ等の離れ個体の記録から、緑地と河川が重要な動線となっている。</p> <p>→ 滑川水系で、テナガエビが増えており、逆川や扇川・佐助川などの支流でも見られる様になった。</p> <p>台風でコイが流出し、捕食者が激減したため、在来種が復活し始めていると考えられる。</p> <p>滑川ではコイヘルペスも発生しており、河川の汚濁が著しかった頃に、川を綺麗にするための切っ掛け作りに導入されたコイも、下水道が普及して河川環境が向上した現在では、お役ご免として、新たな放流を禁止し、在来の魚類や水生生物の復活をアピールしながら啓発する必要がある。</p> <p>鎌倉市内のアユが増え（相模川での稚魚放流の影響？）ており、一年魚のはずが、越冬する個体も、多く見られる様になっている。</p> <p>アユを捕食するアユカケ（清流に棲む魚。カマキリとも呼ぶ。県内では酒匂川等で記録があるのみ。）が、30数年振りに記録された。</p> <p>【例】七里ガ浜浄化センターから排出される大量の下水処理水には、高濃度の硝酸イオンが含まれており、行合川を経て、そのまま七里ガ浜に放流されている。</p> <p>大量の栄養塩類の流入によって、海岸部の海水中の富栄養化が危惧され、沿岸流の影響を考慮すると、鎌倉市内の海岸だけに留まらず、逗子・葉山の磯焼け問題を助長している恐れも考えられます。</p> <p>ワカメの養殖等、健全な沿岸の漁業環境を保全する上でも、幻となってしまった「鎌倉海浜整備構想」において盛り込んだ、行合川の河口部にアシ原を設けて、硝酸イオンの回収を図るといった試みの実現が望まれます。</p> <p>なお、由比ヶ浜のクロマツ林の復活計画も、同構想に盛り込まれており、地下駐車場の整備時に、国道134号線の一部を地下化して、国道によって分断されてしまった海岸へのアクセスを復活することを兼ねていました。</p>	